

大分県企業局業務継続計画（企業局版BCP）（令和3年7月改訂版）の概要について

※BCP：Business Continuity Plan

1 策定の趣旨・業務継続の基本方針

大規模な地震等の発生時に、人員・資源に限られる中で、電力・工業用水の供給事業の適正に業務執行ができるよう、あらかじめ人員・資源（庁舎、資機材等）を確保、配分する措置を講じておくため、「大分県企業局業務継続計画（企業局版BCP）」を策定している。

業務の継続に当たっては、基本方針に基づき、優先順位を判断しながら遂行する。

【基本方針】

- ①県民の生命・身体への影響を考慮しながら、被害の拡大防止を最優先とする。
 - ・2次災害防止
 - ・ダム・水路工作物、工業用水道関係施設の臨時点検等
- ②電力及び工業用水の供給を継続する。
 - ・工業用水、上水道原水の供給継続
 - ・電力の供給継続

2 想定する地震災害

大分県業務継続計画（本庁版・地域版BCP等）との整合を図る必要があることから、企業局版BCPも、南海トラフを震源とする巨大地震を本計画で想定する災害とする。

なお、総合管理センターの各庁舎は、津波到達の範囲外である。

3 非常時に実施すべき業務（非常時優先業務）の選定

災害対策本部において実施すべき応急業務及び各部局の優先すべき通常業務は次のとおり。

区分	選定方法	業務数
応急・復旧業務	○県災害対策本部等で実施する業務 ○企業局災害対策本部設置要綱等に基づく、電力・工業用水の供給に係る施設・設備等の点検及び急を要する業務	72業務
優先すべき通常業務	○電力・工業用水の供給に係る通常業務のうち、重要度の高い業務	14業務
計		86業務

4 参集可能な職員数の業務継続に必要な職員数の状況

勤務時間外に地震が発生した場合に、参集が可能な職員数を一定の条件を設定して予測する。

【前提条件】

- ①津波が襲来することを前提に、本局には3km以内に居住する職員が徒歩（3km/h）等により登庁する。
総合管理センターは、自家用車での登庁も可能とする。
- ②自宅の損壊や家族の死傷等を考慮し、8割の職員が登庁するものとする。
- ③津波警報は発災後1日経過後に解除され、その他の職員も順次登庁するものとする。

以上により推計した参集可能職員数と必要職員数は下表のとおりである。

1日後までは職員の不足が見込まれるため、センター内職員の配置を調整し、重要度・緊急度により優先業務を選択・集中して実施するとともに、本局職員をセンターに参集させる。

区分	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
参集職員数A	49	51	60	84	84	84	84
必要職員数B	53	78	78	83	83	83	46
差引(A-B)	-4	-27	-18	1	1	1	38

5 庁舎や事業用施設の機能維持の課題と対応

地震発生時に非常時優先業務を遂行するため、各庁舎や事業用施設の電力・通信、燃料等執務環境に係る施設の機能維持について、現状や被災による影響、課題等を整理し対策を講じる。

庁舎・施設	・本局のある県庁新館、総合管理センター各庁舎は耐震化が完了。 ・事業用施設は、耐震照査・工事、給水ネットワークを活用した隧道点検等を計画的に進めている。
電力	・各庁舎とも持続時間に制限があるものの、非常用電源は備えている。 ・非常用電源の連続運転時間 本局のある新館は72時間 発管・ダム管庁舎は監視盤及びダムコン設備のみ、0.5時間 工水庁舎は12時間 大津留浄水場は非常用移動電源車により12時間
上水道	・本局のある県庁新館は、受水槽及び高置水槽に貯留している水が使用可能 ・災害対策要員用の飲料水（ペットボトル）の備蓄を進める。
下水道	・下水道施設が損壊した場合は、排水そのものがない。 ・判田汚泥処理棟は浄化槽を使用しており、使用可能。
電話・通信	・防災行政無線や災害時優先電話、衛星携帯電話、事業用無線を有している。
情報システム	・企業局職員共有ファイルは、本局、発・ダム管庁舎、工水庁舎に設置しているサーバーで相互にバックアップ。また、無停電装置が約1時間作動する。
燃料	・非常用電源及び公用車に使用する燃料の確保が課題。 ・国（経済産業省）の制度により、緊急通行車両等事前届出を行った車両は、大規模災害時において、燃料優先供給を受けることができる。 ・県と大分県と石油連盟が締結している協定に、判田・大津留浄水場が含まれる。
公用車	・本局の公用車駐車場はすべて1階であり、津波による浸水する。 （大手町駐車場に移動予定） ・センターの公用車は、一部車両が車庫の倒壊により損傷するおそれあり。ただし、分散されているため、被災を免れる見込み。
庁舎機能の確保	・県庁新館が使用不能になった場合は、企業局災害対策本部を津波到達予想範囲外である総合管理センターに設置することを検討する。

6 教育・訓練

業務継続への組織的な対応力の向上を図るため、教育・訓練等を継続して実施する。

- ・職員参集・安否確認訓練
- ・企業局防災実動訓練 等

7 その他

本計画は、県総合防災訓練及び企業局防災実動訓練の実施結果等を踏まえ、絶えず見直しを進めて充実を図る。